クーリング・オフ

クーリング・オフは、訪問販売などで契約をしたときに一定期間、無条件で契約 を解除できる制度です。クーリング・オフの通知の方法を知っておきましょう!

1. 訪問販売におけるクーリング・オフ

- <u>----</u> ・訪問販売のクーリング・オフは8日以内です。
- ・クーリング・オフは、電話ではなく必ず<mark>はがき(書面)</mark>で出しましょう。はが きは、裏・表ともコピーを取り保存しておきます。
- ・クーリング・オフ期間内での消印は有効です。
- ・郵便局の窓口に行き「特定記録郵便」で出します。

はがきによるクーリング・オフ記載例

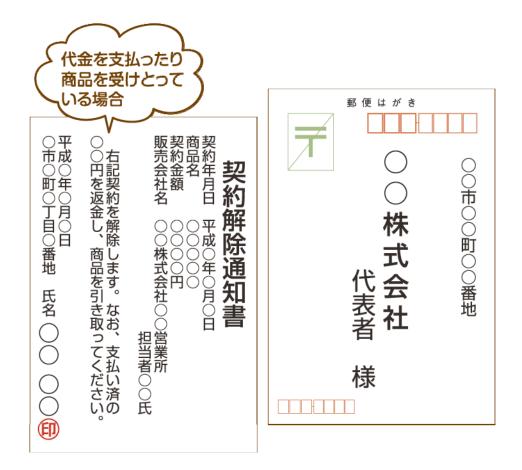
1-①. 信販会社に通知

クレジット契約をした場合は信販会社にも通知します。





1-2. 販売会社に通知



あきらめないで相談してください。

クーリング・オフ期間を過ぎていても契約書面に不備があったり、契約時の勧誘 に問題などある時は、契約を解除できる場合があります。また、店舗契約であっ てもクーリング・オフや中途解約できる場合もあります。くわしくは、ご相談く ださい。

2. 通信販売におけるクーリング・オフ

通信販売(テレビショッピング・インターネット通販・チラシ、カタログ・雑誌など広告を見て自分から申し込む取引)の場合、クーリング・オフ制度はありません。注文する前によく考えて、返品対応の規定についてよく確認してから注文しましょう。

返品特約の有無について分かりやすく表示することが特定商取引法で改正されました。(平成21年12月から)

通信販売業者が広告に返品特約の表示をしていない場合、商品を受け取った日から8日を経過するまでの間、返品が可能です。

返品不可等の表示がされている場合、商品に隠れた瑕疵(傷や欠陥)がない限り、

原則として返品はできません。また、返品可と表示されている場合でも、いろい ろな条件がついている場合がありますので、確認しましょう。なお、返品の送料 は購入者の負担となります。